

議案第 7 1 号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び紫波町施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 5 年紫波町条例第 3 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
紫波町立西の杜こどもの家
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
岩手県紫波郡紫波町稲藤字牡丹野 1 0 番地 1
特定非営利活動法人ぬくもり
理事長 小田中 次 男
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 2 6 日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

紫波町立西の杜こどもの家の管理を行わせる指定管理者を指定しようとするものである。
これが、この議案を提出する理由である。

特定非営利活動法人ぬくもり

当法人は、平成 23 年から旧上平沢小学校の児童、小学校統合後は西の杜小学校の児童の放課後や長期休業日等の健全育成のために学童保育施設を運営しております。

これまで、利用児童やその家族との関係性、地域との関り、精通したスタッフの配置など、良好な事業運営をしております。新設された新しい環境となる中で、これから利用する児童やその家族が安心して利用できるよう、地元の法人の運営による安心感や、同法人が行っている通所介護サービスの利用者との世代間交流の場を大切にしながら、西の杜こどもの家の指定管理者として、子どもと子育て家庭を支える事業運営を計画しています。

1 事業目的

子どもとその他支援を必要とする人々に対して、社会参加の援助に関する事業を行い、誰もが穏やかに安心して暮らすことができる社会を実現し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 事業計画

(1) 開設日数

年間 300 日程度

(2) 開設時間

平日：下校時から 19 時 00 分まで

土曜日：7 時 30 分から 19 時 00 分まで

長期休業：7 時 30 分から 19 時 00 分まで

(3) 登録児童数（令和 7 年度見込）

単位：人

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	長期休業のみ	合計
12	5	2	2	0	0	10	31

(4) 職員体制

職員数 3 人（うち有資格者 3 人）